

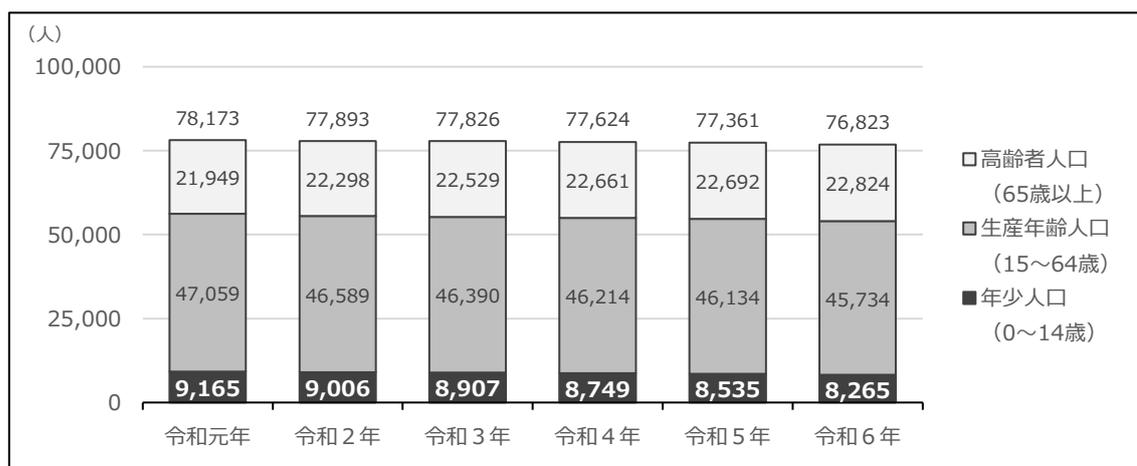
第2章 本庄市の子ども・子育て環境の状況

1. 本庄市の姿

(1) 人口構造

令和元年から令和6年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しています。

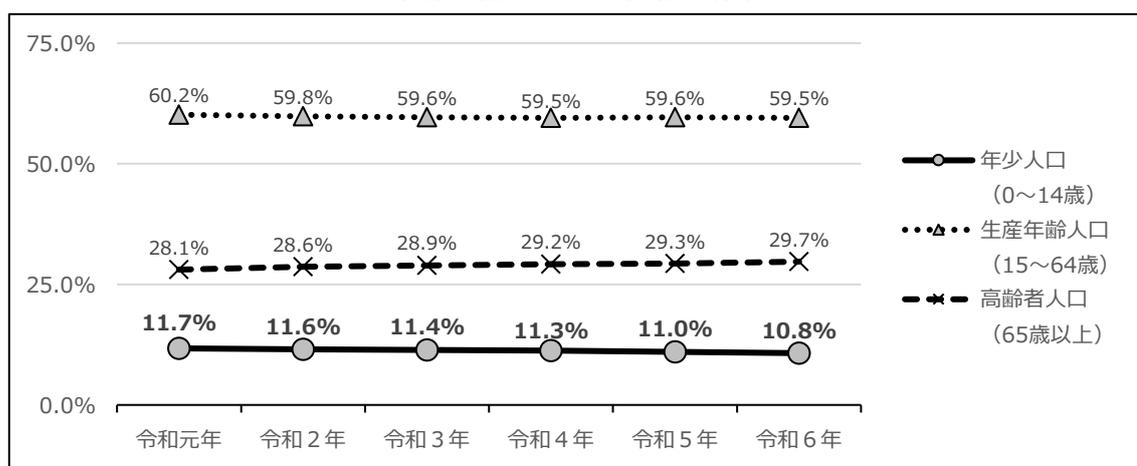
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

また、年齢3区分別人口を割合でみると、少子化に伴って年少人口割合は低下傾向にあり、令和6年には本市の総人口の10.8%となっています。

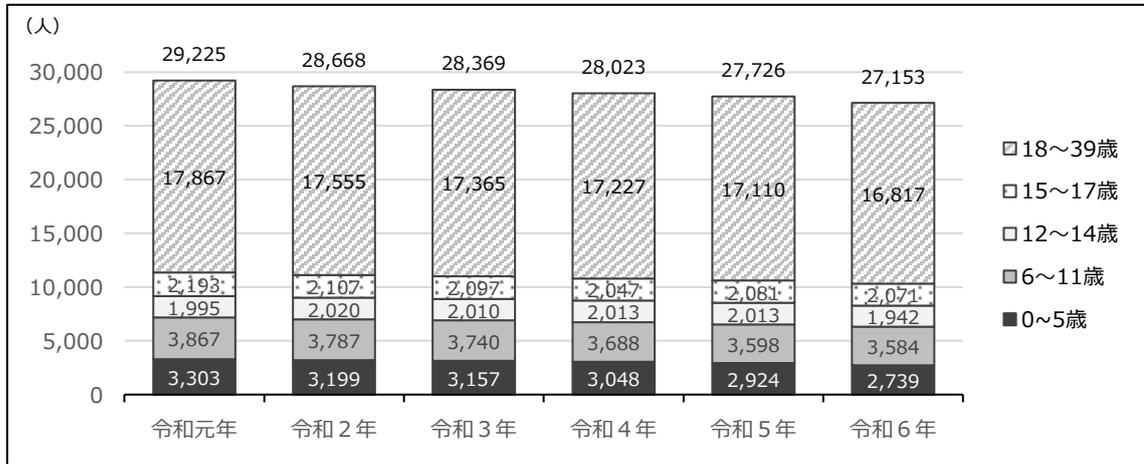
■年齢3区分別人口割合の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

こども若者（0～39歳）の人口についてみると、令和元年から令和6年まで全ての年齢層で減少しており、全体として2,072人の減少となっています。

■こども・若者の人口の推移■

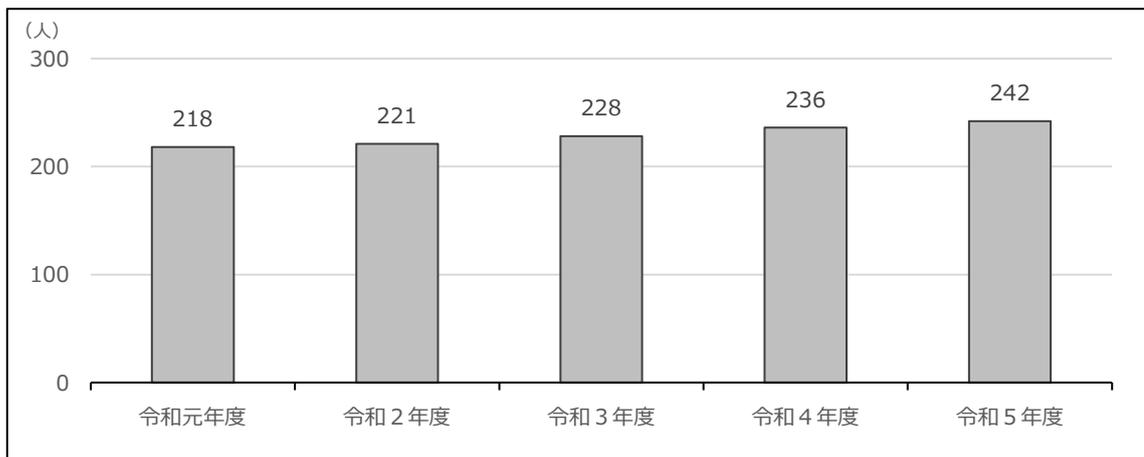


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

（2）障害のあるこども

こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみると、増加傾向にあり、こどもの数に占める障害者手帳を所持しているこどもの割合が増加していることがわかります。

■障害者手帳を所持している18歳以下のこどもの数の推移■



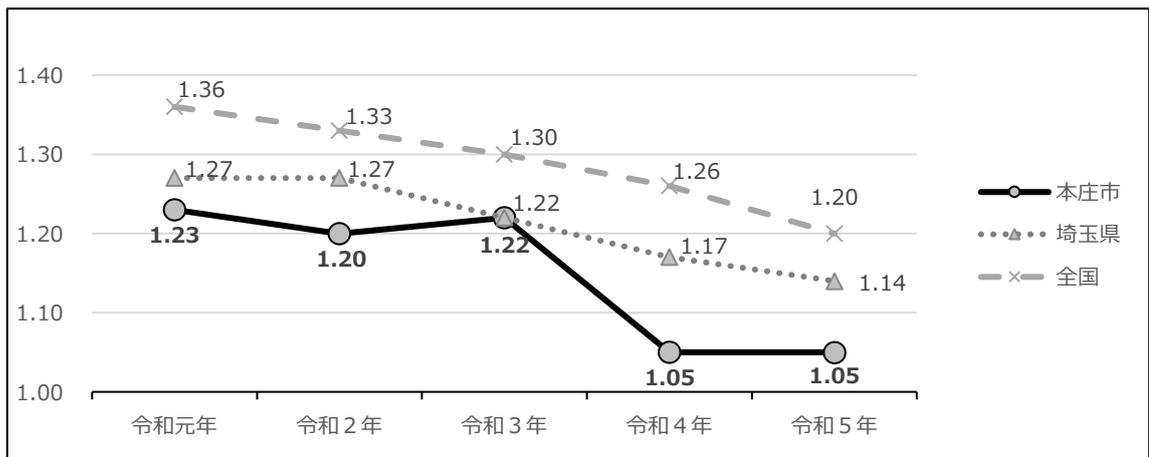
資料：障害福祉課（各年度末時点の障害者手帳所持数）

(3) 出生の動向

近年の合計特殊出生率をみると、本市、埼玉県、全国ともに低下傾向にあり、本市は埼玉県、全国の水準を下回っています。また、令和5年の合計特殊出生率は1.05を記録しており、令和元年と比較して0.18低下しています。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2024年度版）」によると、令和4年度時点の「人口置換水準」（人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準）は2.07となっており、本市の人口減少は加速していることがうかがえます。

■合計特殊出生率の推移■

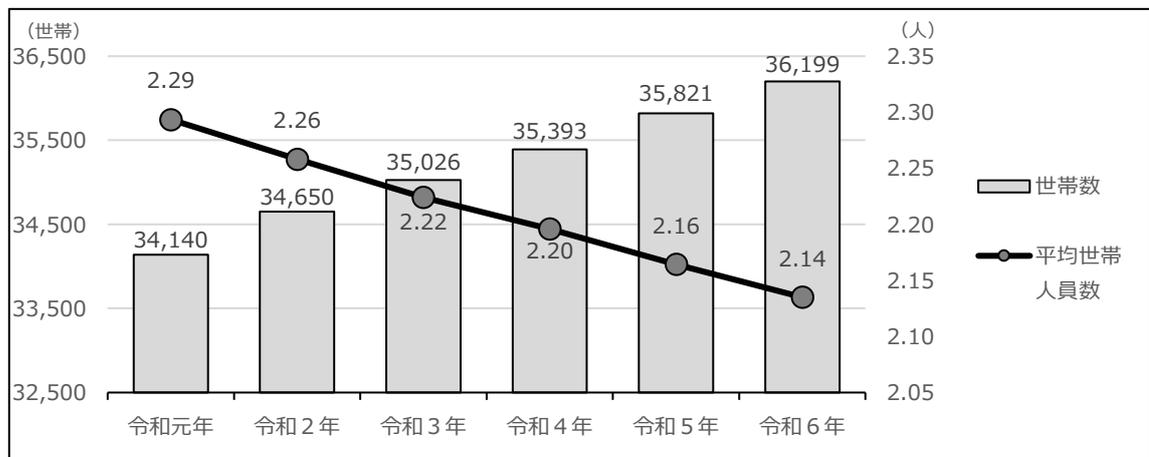


資料：「埼玉県の人口動態概況」

(4) 世帯の状況

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は一貫して上昇傾向にあるのに対し、総人口の減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあります。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

一般世帯数は平成27年に一時的に減少を記録していますが、概ね増加傾向にあり、令和2年には32,949世帯となっています。

家族類型別にみると、「うち男親と子どもからなる世帯」と「うち女親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあり、ひとり親世帯とみられる世帯が増加しています。家族のあり方が多様化する中、子ども・若者とその保護者を社会全体で支える仕組みの重要性が高まっています。

■家族類型別世帯数の推移■

単位：世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	29,197	32,161	30,943	32,949
うち核家族世帯	17,496	17,533	17,773	18,714
うち夫婦のみの世帯	5,225	5,526	5,857	6,492
うち夫婦と子どもからなる世帯	9,551	9,082	8,868	8,907
うち男親と子どもからなる世帯	452	470	504	560
うち女親と子どもからなる世帯	2,268	2,455	2,544	2,755

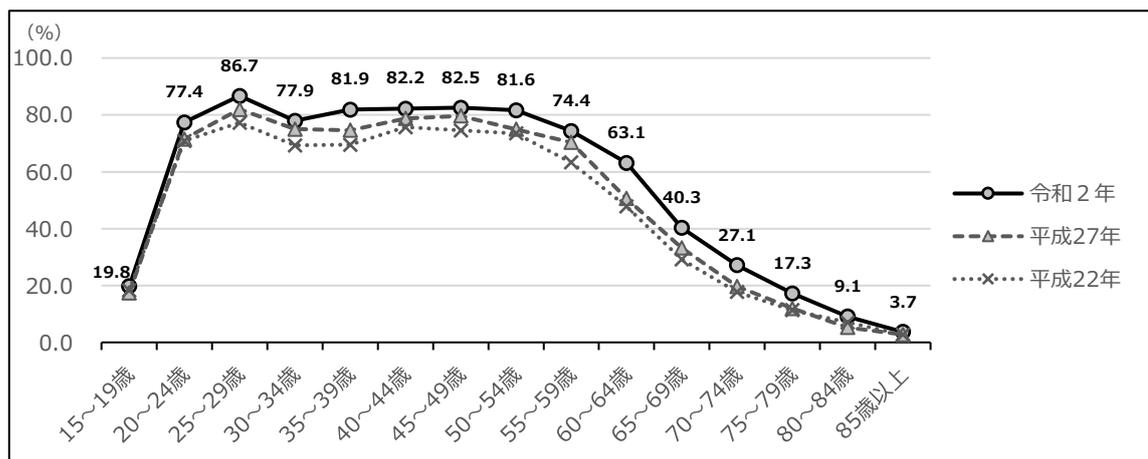
資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率をみると、令和2年国勢調査結果では、10年前の平成22年と比較して全体的に上昇傾向にあり、女性の社会進出が促進されていることがうかがえます。

一方、30代で労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」の状況が続いています。

■女性の労働力率の推移■

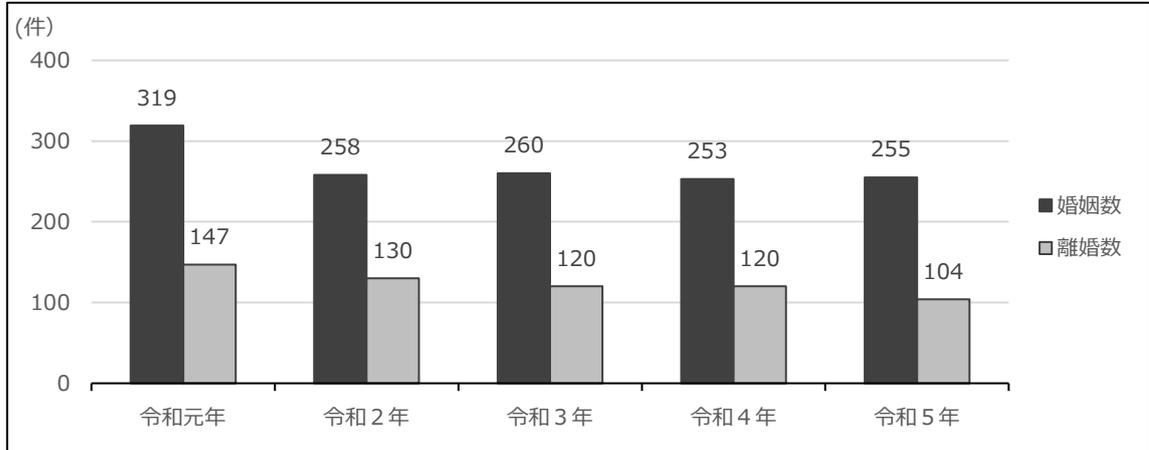


資料：国勢調査

(6) 婚姻・離婚の状況

近年の婚姻数をみると、令和元年に319件を記録したものの、その後は250～260件で推移しています。また、離婚数については、令和5年で104件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移■

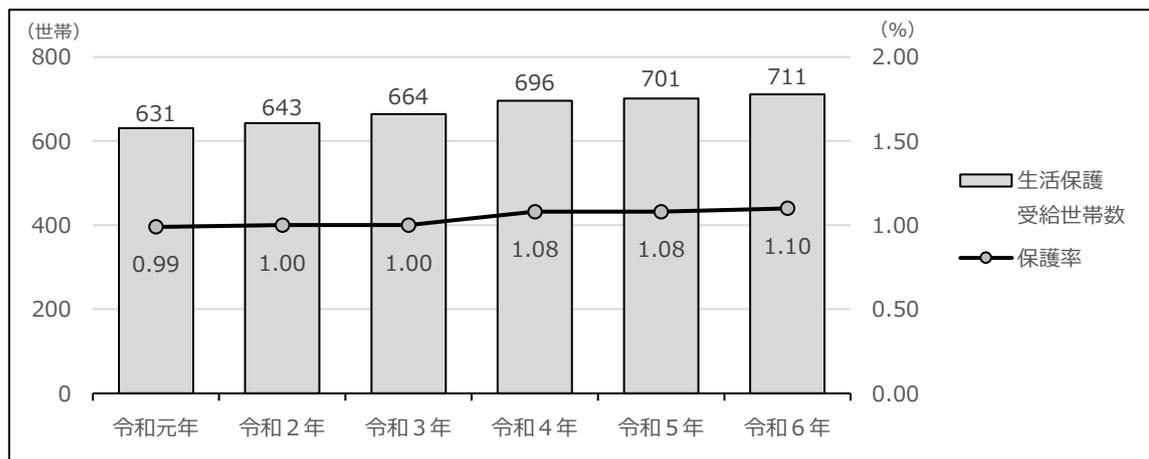


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(7) 支援を必要とする世帯の状況

本市の総人口が減少傾向で推移する一方で生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、保護率（人口に占める生活保護受給世帯数の割合）は増加しており、経済的支援を必要とする世帯が増えています。

■生活保護受給世帯数と保護率の推移■



資料：生活支援課（令和元年度～令和5年度は各年度末時点、令和6年度は令和6年5月末時点）

2. 本庄市における子ども・子育て支援の状況

(1) 保育所の設置状況・利用状況

市内では、令和6年10月1日時点で公立保育所が2園、私立保育所が13園運営されています。令和2年度と比較して私立保育所が3園減少しており、これに伴い市内の保育所の定員総数も減少しています。

なお、保育所においては、待機児童は発生していません。

■保育所の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立保育所	園	2	2	2	2	2
私立保育所	園	16	16	14	13	13
計	園	18	18	16	15	15
定員数	人	1,666	1,666	1,406	1,356	1,356
在籍児童数	人	1,740	1,707	1,446	1,353	1,309
入所率	%	104.4	102.5	102.9	99.8	96.5
待機児童数	人	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年10月1日）

(2) 幼稚園の設置状況・利用状況

市内では、令和6年5月1日時点で私立幼稚園が3園運営されています。令和2年度と比較して1園減少しており、定員総数395人に対し、在籍児童数が227人となっています。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	園	0	0	0	0	0
私立幼稚園	園	4	4	3	3	3
計	園	4	4	3	3	3
定員数	人	475	475	395	395	395
在籍児童数	人	345	358	293	290	227

資料：学校教育課・保育課（各年5月1日）

(3) 認定こども園の設置状況・利用状況

第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来型保育所（園）や幼稚園の認定こども園への移行を進めた結果、令和6年10月1日時点で認定こども園が9園運営されています。

認定区分（下記「教育・保育給付認定（3つの認定区分）」参照）ごとの利用状況をみると、2号認定で定員・在籍児童数共に最も多くなっています。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園設置数		園	5	5	8	9	9
1号認定	定員	人	222	222	279	274	274
	在籍児童数	人	230	222	255	257	215
	入園率	%	103.6	100.0	91.4	93.8	78.5
2号認定	定員	人	187	187	346	391	391
	在籍児童数	人	197	213	385	405	404
	入園率	%	105.3	113.9	111.3	103.6	103.3
3号認定	定員	人	136	136	257	277	277
	在籍児童数	人	147	154	248	295	284
	入園率	%	108.1	113.2	96.5	106.5	102.5
合計	定員	人	545	545	882	942	942
	在籍児童数	人	574	589	888	957	903
	入園率	%	105.3	108.1	100.7	101.6	95.9

資料：保育課（各年10月1日）

◆◆◆ 教育・保育給付認定（3つの認定区分） ◆◆◆

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。所定の審査により、本市が認定する3つの区分に分かれます。

年齢	利用希望	認定区分	利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	教育を希望される場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
		2号認定	保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満 の場合	「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園・保育所・認定こども園等での保育希望される場合		3号認定	
		保育標準時間		保育所 認定こども園
			保育短時間	地域型保育施設

(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況

就労する母親が増えたことに伴い放課後のこどもの居場所として、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用ニーズが高まっています。放課後児童クラブ（学童保育所）の設置数は令和2年度から増減はないものの、受け入れ態勢を強化することで、定員数は増加しています。

■放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	箇所	22	22	22	22	22
定員数	人	930	930	930	949	959
登録児童数	人	989	957	974	1,048	1,093

資料：子育て支援課（各年4月1日）

(5) 学習支援・こども食堂の実施状況

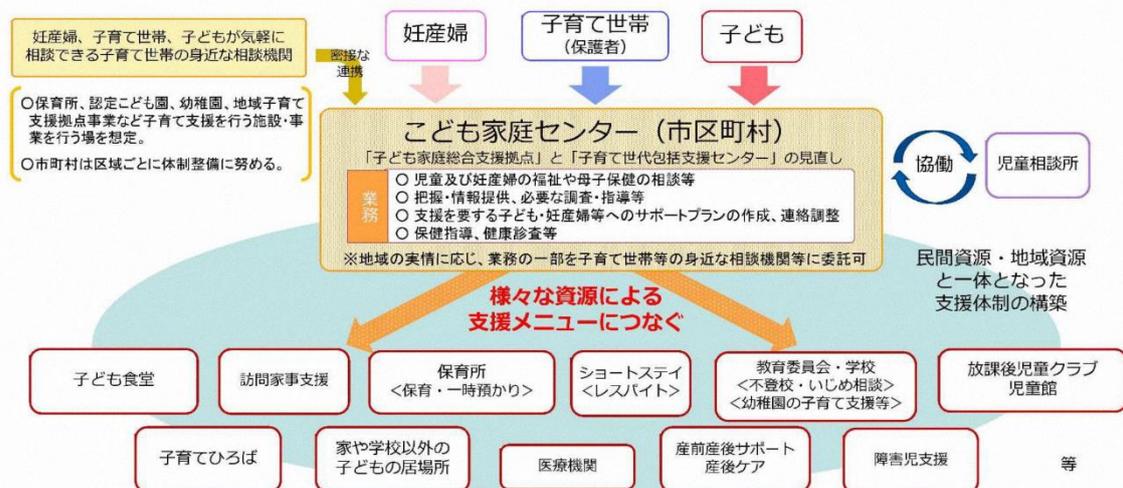
令和6年4月1日時点で、市内3箇所において学習支援が実施されています。

また、NPO 団体や市民ボランティア等による、「こども食堂」が市内8箇所で開催されています。

(6) こども家庭センター

こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の連携を強化し一体的な運営を実施する機関で、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を切れ目なく提供することや、個々の家庭の課題やニーズを、地域資源に有効的につなげるサポートプランを作成し、それに沿った継続的なマネジメントを実施する役割を担います。

加えて、こどもの権利等についての普及啓発など、こども自身が自分らしく生きていける環境の整備を推進しています。



(資料) こども家庭庁「改正児童福祉法の概要」